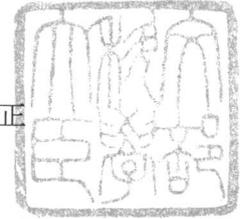


行政文書開示決定通知書

木野 龍逸 様

文部科学大臣
林 芳 正



平成 30 年 5 月 17 日付け（平成 30 年 5 月 18 日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

文科省地震調査研究推進本部の事務局と、内閣府中央防災会議事務局の間でやりとりされたメールおよび添付ファイルの一切、および地震調査研究本部事務局と、地震調査委員会の津村委員長、阿部委員長代理、島崎部会長との間でやりとりされたメールおよび添付ファイルの一切。

期間：2002年7月1日～2002年7月31日

2 不開示とした部分とその理由

国の機関の職員以外の個人の氏名、メールアドレスについては、特定の個人を識別できる情報であり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示としました。

国の機関の職員の電話番号、ファックス番号、メールアドレスについては、公にすることにより国の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあります。よって、法第 5 条第 6 号に該当すると判断し、不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法 12 条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

3 開示の実施の方法等（*同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

下記に記載した方法のうち、希望される方法等により、開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示を受けた場合の基本額	行政文書全体について開示を受けた場合の開示実施手数料 (注1)
A4判文書 24枚 (両面5枚、片面14枚)	① 閲覧	100枚までにつき 100円	100円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	240円	無料
	③スキャナーにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	340円 (注2)	(注2)
	④スキャナーにより電子化し、DVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	360円 (注2)	(注2)

(注1) 「行政文書の開示の実施方法等申出書」提出時に必要な収入印紙の額になります。ただし、複数の開示の実施の方法を希望する場合は、金額が異なりますのであらかじめ、下記文書情報管理室まで御連絡ください。

(注2) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なること等により開示実施手数料が変動することや保有する処理装置の性能等により必ずしも御希望どおりの開示の実施ができない場合がありますので、開示の実施方法の申出をする前にあらかじめ担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：7月24日から8月23日まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

10:00から17:30まで(昼休み12:00~13:00を除く。)

場所：文部科学省文書情報管理室 2階

※本決定通知書及び同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」をお持ちください。

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料

写しの送付を希望する場合は、開示実施手数料の他に郵送料(郵便切手)が必要となります。郵送料(郵便切手)を同封の上、「行政文書の開示の実施方法等申出書」を以下の郵送先まで送付してください。

<郵送先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省大臣官房総務課文書情報管理室情報公関係

※「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定です。

※郵送料：定形外郵便物(150gまで)205円(複写機により白黒で複写したものの交付の場合の郵送料となります。)

* 問合せ先

文部科学省 Tel 03-5253-4111 (代表)

(決定の内容について) 研究開発局地震防災研究課 内線 4439

(実施方法等について) 大臣官房総務課文書情報管理室 内線 2572

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10ページは「複写機により白黒で複写したもの」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の複写機により白黒で複写したものを受けることもできます(ただし、その場合は、最初に関覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「* 問合せ先」に記載した担当まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料(郵便切手)が必要になりますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」に郵送料(郵便切手)を同封の上、文部科学省大臣官房総務課文書情報管理室まで送付してください。

CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なること等により開示実施手数料が変動することや保有する処理装置の性能等により必ずしも御希望どおりの開示の実施ができない場合がありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

○150ページある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

○150ページある行政文書の複写機により白黒で複写したものの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

○150ページある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページについて複写機により白黒で複写したものの交付を受ける場合(残りの30ページは開示を受けない)：

閲覧に係る基本額100円 + 複写機により白黒で複写したものの交付に係る基本額200円 = 計300円
→ 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国(国を代表するものは法務大臣となります。)を被告として、この決定を取消しを求める訴訟を提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)

なお、裁判所については、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄となります。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書を御持参ください。

5 問合せ先

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、御不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。



平成30年7月19日

行政文書の開示の実施方法等申出書

文部科学大臣 殿

氏名又は名称 不野 龍逸

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

* 日付 平成30年7月17日
文書番号 30受文科開第728号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください

行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
文科省地震調査研究推進本部の事務局と、内閣府中央防災会議事務局の間でやりとりされたメールおよび添付ファイルの一切、および地震調査研究本部事務局と、地震調査委員会の津村委員長、阿部委員長代理、島崎部会長との間でやりとりされたメールおよび添付ファイルの一切。 期間：2002年7月1日～2002年7月31日	A4判文書 24枚 (両面5枚、 片面14枚)	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写機により白黒で複写したものの交付	①全部 ②一部 ()
		3	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無 有 無 : 同封する郵便切手の額 205 円

開示実施手数料 _____円	ここに収入印紙を貼ってください ※収入印紙を貼られる前に下記を必ずお読みください。 (開示実施手数料について) 実施を希望される方法に応じて、下記の額の収入印紙をお貼りいただくようお願いいたします。	(受付印)
	①閲覧を希望される場合 _____ 無料	②複写機により白黒で複写したものの交付を希望される場合 _____ 無料

	上記の以外の実施を御希望される場合は、御提出前にお問い合わせください。	
--	-------------------------------------	--

*担当課等 研究開発局地震・防災研究課 Tel 03-5253-4111 (内線 4439)



齋藤誠

2002/07/23 20:46

宛先: 前田憲二 (E-mail)

cc:
件名: 三陸沖から房総沖の評価について

①

文部科学省地震調査研究課
前田 様

お世話になっています。
内閣府 齋藤です。

三陸沖から房総沖にかけての地震の長期評価について、
今回の評価については、1回しかない地震の記録や広域に発生する地震を
まとめて評価して無理やり計算したような、非常に精度が低いと思われるもの
が見受けられます。また、福島県沖の地震のように1回あっただけで、こ
次の地震についても複数の地震が続発すると決めてしまっているようなものもありま
す。

当方の大臣も、あやふやな情報を社会に公表して無用の混乱を生むということに
ついて、非常に懸念されており、ポアソン過程でしか確率を算出できないような
ものが、決定論的にこれしかないというような形で社会に公表されることは
避ける必要があると考えますがいかがでしょうか。
しかも、30年以内に90%以上の確率で大規模な地震が発生するというような
ことをいうと、無用の不安を与えるだけではないでしょうか。
それぞれの評価結果には、どの程度の精度・信頼性があるかを明らかにしないで
確率0%と出すことや、他にも可能性があることについてそれしかないというよう
な形で発表することは、決して正確な情報を提供していることにならないと考えま
すがいかがでしょうか。また、あやふやな正確でない情報を発表されても防災機関や
住民は混乱するだけです。
これらの情報には、いったいどの程度の精度・信頼性があるのでしょうか。

せめて、〇〇という仮定をおくと〇〇となるが、△△とすると△△となるという
ように前提までも含めた正しい情報とすべきであると思いますが、いかが
お考えでしょうか。

また、このような社会的責任の発生する情報の公表の仕方については、
政策委員会できっちり議論する必要があるのではないのでしょうか。
(地震防災対策特別措置法でも、地震に関する総合的評価に基づく広報
については、政策委員会の所掌事務となっているはずです。)

当方においても大臣等上に報告することが必要になりますので、明解な回答を
いただけるようお願いいたします。

齋藤 誠
内閣府 参事官補佐 (地震・火山対策担当)
TEL: 03-5253-2111 (内線) (直通)
FAX:
E-mail:



齋藤誠
2002/07/24 10:34

宛先: 前田憲二 (E-mail) <[redacted]>
cc: 齋藤浩之 <[redacted]>, 西園隆仁 <[redacted]>
件名: 三陸沖から房総沖の評価について

前田 様

昨日電話のあとお送りしたメールの件ですが、電話でもお話したとおり大臣にもお知らせする必要がありますので、検討・回答いただくようよろしくお願いします

ところで、例えば、確率を計算するに当たって、断定的に出すのではなく複数の方法を使い、Aの方法で計算すればa%、Bの方法ではb%というようなことはできないのでしょうか？

齋藤 誠
内閣府 参事官補佐 (地震・火山対策担当)
TEL : 03-5253-2111 (内線 [redacted]) [redacted] (直通)
FAX : [redacted]
E-mail : [redacted]



齋藤誠
2002/07/25 17:35

宛先: 前田憲二 (E-mail) [redacted], 前田豊 (E-mail)
cc: 富田浩之 [redacted]
件名: 三陸沖から房総沖評価

文部科学省地震調査研究課
前田様

内閣府 齋藤です。

三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について、内閣府の中で上と相談したところ、非常に問題が大きく、今回の発表は見送り、取り扱いについて政策委員会で検討したあとに、それに沿って行われるべきである、との意見が強く、このため、できればそのようにしていただきたい。

これまでの調査委員会の過程等を踏まえ、やむを得ず、今月中に発表する場合においても、最低限表紙を添付ファイルのように修正(追加)し、概要版についても同じ文章を追加するよう強く申し入れます。

また、当方で考えている主な問題点についても送付します。

齋藤 誠
内閣府 参事官補佐(地震・火山対策担当)
TEL: 03-5253-2111 (内線 [redacted]) [redacted] (直通)
FAX: [redacted]
E-mail: [redacted]

<<三陸房総評価文表紙.doc>> <<三陸~房総沖の問題点.doc>>



三陸房総評価文表紙.doc 三陸~房総沖の問題点.doc

三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について

平成14年7月31日

文部科学省

地震調査研究推進本部

地震調査委員会

地震調査研究推進本部は、「地震調査研究の推進について ―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」（平成11年4月23日）を決定し、この中において、「全国を概観した地震動予測地図」の作成を当面推進すべき地震調査研究の主要な課題とし、また「陸域の浅い地震、あるいは、海溝型地震の発生可能性の長期的な確率評価を行う。」とした。

地震調査委員会では、この決定を踏まえつつ、これまでに、海域に発生するプレート間大地震（海溝型地震）として、宮城県沖地震及び南海トラフの地震について長期評価を行い、公表した。

今回、引き続き、海溝型地震である三陸沖に発生する地震を中心にして、三陸沖から房総沖にかけての地震活動について、現在までの研究成果及び関連資料を用いて評価し、別添のとおりとりまとめた。

なお、今回の評価は、現在までに得られている最新の知見を用いて最善と思われる手法により行ったものではあるが、データとして用いる過去地震に関する資料が十分でないこと等のため評価には限界があり、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には相当の誤差を含んでおり、決定論的に示しているものではない。

このように整理した地震発生確率は必ずしも地震発生の切迫性を保証できるものではなく、防災対策の検討に当たっては十分注意することが必要である。

平成14年7月
内閣府(防災担当)

「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」

1. 地震に関する学術的な調査研究が推進されることは、地震活動の長期評価も含めて、防災機関としても歓迎するところである。

しかし、国の機関として発表する情報については、学会における発表とは異なり、社会からは内容を保証されたものと受け取られ、それに対する対応についても、国、地方公共団体とも無責任ではいられない。

情報の性質や信頼度等もあわせて正確に社会に伝わるのが、今日求められる説明責任の根幹であり、地震活動の長期評価のもつ社会的責任と公表の仕方等について政策委員会で審議されるべきである。

2. 今回の検討で、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)等については、ポアソン過程で計算がなされているが、もし、この地震について、100年前に(過去300年のうちに3回の地震が発生したとして)今回と同じように今後50年以内に発生する確率を計算していたとすると約40%になり、さらにこの想定を基にすると、現時点までの発生確率は約60%であったこととなる。社会的感覚からすると、地震が発生しないまま100年経過すると残事象の発生確率は高くなると考えるのが普通であると考えられるが、現時点での今後50年以内の発生確率は今回の発表のように約30%となる。社会の関心は、いつ頃発生するか等であるのに、数学的に整理をしてはいても社会的には理解しづらいものとなっている。

これらの原因は、数学的手法の問題よりも、極めて少ない情報量で推定されていることによると思われる。

3. 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）については、実際に地震が発生していない領域でも地震が発生するものとして評価している。他の領域と同様の性質を持った領域としての可能性を考えたものであり、この領域については同様の発生があるか否かを保証できるものではない。

防災対策を考える場合、こうした確固としていないものについて、多大な投資をすべきか否か等については慎重な議論が不可欠である。

4. 以上のように、いくつかの仮定のもとに一つの考え方を示すことは構わないが、これらの情報の性質や信頼度等もあわせて、正確に社会に伝わるようにすることが不可欠である。

前田 憲二
2002/07/25 18:26

宛先: 齋藤誠 <[redacted]>
cc: 富田浩之 <[redacted]>, 前田憲二 (E-mail) <[redacted]>
<[redacted]>, 前田豊 (E-mail) <[redacted]>
件名: Re: 三陸沖から房総沖評価 目

内閣府 齋藤様

いただいたご意見をもとに、修正したものをお送りします。

ー前田@文科省



三陸房総評価文表紙(修正).doc

齋藤誠 <[redacted]>



齋藤誠 <[redacted]>
2002/07/25 17:35

宛先: 前田憲二 (E-mail) <[redacted]>, 前田豊 (E-mail) <[redacted]>
cc: 富田浩之 <[redacted]>
件名: 三陸沖から房総沖評価

文部科学省地震調査研究課
前田様

内閣府 齋藤です。

三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について、内閣府の中で上と相談したところ、非常に問題が大きく、今回の発表は見送り、取り扱いについて政策委員会で検討したあとに、それに沿って行われるべきである、との意見が強く、このため、できればそのようにしていただきたい。

これまでの調査委員会の過程等を踏まえ、やむを得ず、今月中に発表する場合においても、最低限表紙を添付ファイルのように修正(追加)し、概要版についても同じ文章を追加するよう強く申し入れます。

また、当方で考えている主な問題点についても送付します。

齋藤 誠
内閣府 参事官補佐 (地震・火山対策担当)
TEL : 03-5253-2111 (内線 [redacted]) [redacted] (直通)
FAX : [redacted]
E-mail : [redacted]

<<三陸房総評価文表紙.doc>> <<三陸～房総沖の問題点.doc>>



三陸房総評価文表紙.doc 三陸～房総沖の問題点.doc

三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について

平成14年7月31日
文部科学省
地震調査研究推進本部
地震調査委員会

地震調査研究推進本部は、「地震調査研究の推進について ―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」（平成11年4月23日）を決定し、この中において、「全国を概観した地震動予測地図」の作成を当面推進すべき地震調査研究の主要な課題とし、また「陸域の浅い地震、あるいは、海溝型地震の発生可能性の長期的な確率評価を行う。」とした。

地震調査委員会では、この決定を踏まえつつ、これまでに、海域に発生するプレート間大地震（海溝型地震）として、宮城県沖地震及び南海トラフの地震について長期評価を行い、公表した。

今回、引き続き、海溝型地震である三陸沖に発生する地震を中心にして、三陸沖から房総沖にかけての地震活動について、現在までの研究成果及び関連資料を用いて評価し、別添のとおりとりまとめた。

なお、今回の評価は、現在までに得られている最新の知見を用いて最善と思われる手法により行ったものではあるが、データとして用いる過去地震に関する資料が十分でないこと等のため評価には限界があり、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には相当の誤差を含んでおり、~~決定的に示しているものではない。~~

評価結果の利用にあたってはこの点に十分留意する必要がある。

~~このように整理した地震発生確率は必ずしも地震発生の切迫性を保証できるものではなく、防災対策の検討に当たっては十分注意することが必要である。~~



齋藤誠

2002/07/25 19:37

宛先: 前田憲二 (E-mail) [redacted], 前田豊 (E-mail)

cc: 富田浩之 [redacted]
件名: RE: 三陸沖から房総沖評価

文部科学省 前田 様

貴省の意見を踏まえて、当方の修分意見を再度お送りしますので、そのように修分されたい。

1. 地震調査研究推進本部というだけでは、その評価結果を防災上使わなければいけないという誤解を与えるおそれがあるので、地震の長期評価は学術的な観点から実施しているものであることをはっきりさせるため、「文部科学省」という省名を入れる必要がある。なお、総理大臣を会長とし、各省大臣が入っている中央防災会議と地震調査研究推進本部とは、あり様が根本的に異なるものと考えます。
2. 評価に限界があるということは明らかであり、利用に当たっての注意を呼びかけるためにも「限界があり」と書くことが必要である。
3. 評価結果については、防災対策への利用についてが問題となっており、例として防災対策の検討という文語を加える必要がある

以上

-----Original Message-----

From: [redacted] [mailto:[redacted]]
Sent: Thursday, July 25, 2002 6:26 PM
To: 齋藤誠
Cc: 富田浩之; 前田憲二; 前田豊
Subject: Re: 三陸沖から房総沖評価

内閣府 齋藤様

いただいたご意見をもとに、修文したものをお送りします。

ー前田@文科省

(See attached file: 三陸房総評価文表紙(修正).doc)



三陸房総評価文表紙2.doc

三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について

平成14年7月31日

文部科学省

地震調査研究推進本部

地震調査委員会

地震調査研究推進本部は、「地震調査研究の推進について ―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」（平成11年4月23日）を決定し、この中において、「全国を概観した地震動予測地図」の作成を当面推進すべき地震調査研究の主要な課題とし、また「陸域の浅い地震、あるいは、海溝型地震の発生可能性の長期的な確率評価を行う。」とした。

地震調査委員会では、この決定を踏まえつつ、これまでに、海域に発生するプレート間大地震（海溝型地震）として、宮城県沖地震及び南海トラフの地震について長期評価を行い、公表した。

今回、引き続き、海溝型地震である三陸沖に発生する地震を中心にして、三陸沖から房総沖にかけての地震活動について、現在までの研究成果及び関連資料を用いて評価し、別添のとおりとりまとめた。

なお、今回の評価は、現在までに得られている最新の知見を用いて最善と思われる手法により行ったものではあるが、データとして用いる過去地震に関する資料が十分でないこと等のため評価には限界があり、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、防災対策の検討など評価結果の利用にあたってはこの点に十分留意する必要がある。

6



齋藤誠



2002/07/25 20:48

宛先: 前田憲二 (E-mail) <[redacted]>, 前田豊 (E-mail)



cc: 富田浩之 <[redacted]>

件名: 三陸沖から房総沖評価

文部科学省 前田様

内閣府 齋藤です。

別紙のように修正していただくよう強く申し入れます。



三陸房総評価文表紙3.doc

三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について

平成14年7月31—日
地震調査研究推進本部
地震調査委員会

地震調査研究推進本部は、「地震調査研究の推進について —地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策—」（平成11年4月23日）を決定し、この中において、「全国を概観した地震動予測地図」の作成を当面推進すべき地震調査研究の主要な課題とし、また「陸域の浅い地震、あるいは、海溝型地震の発生可能性の長期的な確率評価を行う。」とした。

地震調査委員会では、この決定を踏まえつつ、これまでに、海域に発生するプレート間大地震（海溝型地震）として、宮城県沖地震及び南海トラフの地震について長期評価を行い、公表した。

今回、引き続き、海溝型地震である三陸沖に発生する地震を中心にして、三陸沖から房総沖にかけての地震活動について、現在までの研究成果及び関連資料を用いて学術科学的観点から評価し、別添のとおりとりまとめた。

なお、今回の評価は、現在までに得られている最新の知見を用いて最善と思われる手法により行ったものではあるが、データとして用いる過去地震に関する資料が十分でないこと等のため評価には限界があり、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、防災対策の検討など評価結果の利用にあたってはこの点に十分留意する必要がある。

7

前田 憲二

2002/07/25 23:54

宛先: 齋藤誠 <[REDACTED]>, 前田憲二 (E-mail)

cc: 富田浩之 <[REDACTED]>, 前田豊 (E-mail) <[REDACTED]>

件名: Re: 三陸沖から房総沖評価 目

斎藤様

三陸から房総沖の評価文表紙の最終版をお送りします。

一前田



三陸房総評価文表最終版.doc

三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について

平成14年7月31日
地震調査研究推進本部
地震調査委員会

地震調査研究推進本部は、「地震調査研究の推進について ―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」（平成11年4月23日）を決定し、この中において、「全国を概観した地震動予測地図」の作成を当面推進すべき地震調査研究の主要な課題とし、また「陸域の浅い地震、あるいは、海溝型地震の発生可能性の長期的な確率評価を行う。」とした。

地震調査委員会では、この決定を踏まえつつ、これまでに、海域に発生するプレート間大地震（海溝型地震）として、宮城県沖地震及び南海トラフの地震について長期評価を行い、公表した。

今回、引き続き、海溝型地震である三陸沖に発生する地震を中心にして、三陸沖から房総沖にかけての地震活動について、現在までの研究成果及び関連資料を用いて調査研究の立場学術から評価し、別添のとおりとりまとめた。

なお、今回の評価は、現在までに得られている最新の知見を用いて最善と思われる手法により行ったものではあるが、データとして用いる過去地震に関する資料が十分でないこと等によるため評価には限界があることから、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、
防災対策の検討など評価結果の利用にあたってはこの点に十分留意する必要がある。

8



齋藤誠
2002/07/26 00:11

宛先: 前田憲二 (E-mail) <[redacted]>
cc: 前田憲二 (E-mail) <[redacted]>, 富田浩之
件名: RE: 三陸沖から房総沖評価

前田様

ご苦労様です。
概要版についてもよろしくお願ひします。

今後ともよろしくお願ひします。

内閣府 齋藤

-----Original Message-----

From: [redacted] [mailto:[redacted]]
Sent: Thursday, July 25, 2002 11:54 PM
To: 齋藤誠
Cc: 富田浩之; 前田憲二; 前田豊
Subject: Re: 三陸沖から房総沖評価

齋藤様

三陸から房総沖の評価文表紙の最終版をお送りします。

一前田

(See attached file: 三陸房総評価文表最終版.doc)

前田 憲二
2002/07/26 00:18

宛先: 齋藤誠 <[redacted]>
cc: 富田浩之 <[redacted]>, 前田憲二 (E-mail) <[redacted]>
件名: RE: 三陸沖から房総沖評価

齋藤様

概要版についても、同様に修文します。

—前田

齋藤誠 <[redacted]>



齋藤誠 <[redacted]>
2002/07/26 00:11

宛先: 前田憲二 (E-mail) <[redacted]>
cc: 前田憲二 (E-mail) <[redacted]>, 富田浩之 <[redacted]>
件名: RE: 三陸沖から房総沖評価

前田様

ご苦労様です。
概要版についてもよろしくお願ひします。

今後ともよろしくお願ひします。

内閣府 齋藤

-----Original Message-----

From: [redacted] [mailto:[redacted]]
Sent: Thursday, July 25, 2002 11:54 PM
To: 齋藤誠
Cc: 富田浩之; 前田憲二; 前田豊
Subject: Re: 三陸沖から房総沖評価

齋藤様

三陸から房総沖の評価文表紙の最終版をお送りします。

—前田

(See attached file: 三陸房総評価文表最終版.doc)

10

前田 憲二
2002/07/26 11:45

宛先: [REDACTED]
cc: [REDACTED] (bcc: [REDACTED])
件名: FW:三陸沖から房総沖評価

[REDACTED] 殿
[REDACTED] 殿
[REDACTED] 殿

文部科学省 前田です。

既にご連絡しておりますとおり、「三陸沖から房総沖評価」について、
以下に添付しましたように、昨日内閣府からの申し入れがありました。

この申し入れに対し、内閣府と幾度もやりとりをした後に、最終的に
評価文の前文を添付ファイルのように修正することで収拾すること
となりました。

この修正文をもとに、内閣府は本日大臣説明を行い、了解されたようです。

今後の予定は、以下のようになります。

事前記者レク 7月29日(月) 16:00~
テレビ・ラジオ解禁 7月31日(水) 17:00~
新聞朝刊 8月1日(木)

以上



三陸房総評価文表紙最終版.doc

----- 転送者: kmaeda/MEXT 転送日: 2002/07/26 11:22 -----



齋藤 誠
[REDACTED]
2002/07/25 17:35

宛先: 前田憲二 (E-mail) <[REDACTED]>, 前田豊 (E-mail)
cc: 富田浩之 <[REDACTED]>
件名: 三陸沖から房総沖評価

三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について

平成14年7月31日
地震調査研究推進本部
地震調査委員会

地震調査研究推進本部は、「地震調査研究の推進について ―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」（平成11年4月23日）を決定し、この中において、「全国を概観した地震動予測地図」の作成を当面推進すべき地震調査研究の主要な課題とし、また「陸域の浅い地震、あるいは、海溝型地震の発生可能性の長期的な確率評価を行う。」とした。

地震調査委員会では、この決定を踏まえつつ、これまでに、海域に発生するプレート間大地震（海溝型地震）として、宮城県沖地震及び南海トラフの地震について長期評価を行い、公表した。

今回、引き続き、海溝型地震である三陸沖に発生する地震を中心にして、三陸沖から房総沖にかけての地震活動について、現在までの研究成果及び関連資料を用いて調査研究の立場学術から評価し、別添のとおりとりまとめた。

なお、今回の評価は、現在までに得られている最新の知見を用いて最善と思われる手法により行ったものではあるが、データとして用いる過去地震に関する資料が十分でないこと等によるため評価には限界があることから、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、防災対策の検討など評価結果の利用にあたってはこの点に十分留意する必要がある。

前田 憲二
2002/07/26 12:27

宛先: [Redacted]
cc: [Redacted]
件名: 「三陸から房総の長期評価」の最終版

地震調査委員会委員各位
長期評価部会委員各位
海溝型分科会委員各位

前田@文科省です。

「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」について、前回の地震調査委員会(平成14年7月10日)以降、若干の修正を加えた最終版をお送りします。

また、公表日程は以下のとおりです。

事前記者レク 7月29日(月) 16:00~
テレビ・ラジオ解禁 7月31日(水) 17:00~
新聞朝刊 8月1日(木)

主な変更点は以下のとおりです。

○評価文の前文について、正確を期すため、[Redacted]、[Redacted]、[Redacted]にお話し、以下の表現とすることとした。
・第3パラグラフに「調査研究の立場から」を追加した。
・第4パラグラフを追加した。

○2-2次の地震について、の中で、次の地震の規模について、表には載っているが本文に記載がなかったので、本文に規模についての記載を追加した。
(1)三陸沖北部のプレート間大地震に以下の文章を挿入:
また、次の地震の規模は、過去に発生した地震の規模からM8.0前後と推定される。
(2)~(4)についても同様の表現を付け加えた。

○本文および説明文の次の地震の福島県沖の項目で、規模の評価結果と合わせるため「複数のM7.5程度の地震」を「複数のM7.4程度の地震」と変更した。

○2-1過去の地震について(1)三陸沖北部のプレート間大地震の第一行目の表現を「津波被害が残るような大地震」から「津波被害の記録が残るような大地震」に修正した。

○3今後に向けて、で「更新過程としての取り扱い」を「BPT分布を適用した更新過程の取り扱い」に修正した。

○表1の領域の名称を修正した:
「三陸沖(北部)」→「三陸沖北部」
「三陸沖(南部海溝寄り)」→「三陸沖南部海溝寄り」

○表2の房総沖の地震の平均的発生頻度等の項目に以下の表記を追加した:
(1987年の地震はフィリピン海プレートの沈み込みに伴う地震)

○説明 において挿入図19以降の図表番号のずれが未処理であったので修正した:
1677年11月4日の地震の文中で、「図21参照」を「図22参照」に訂正
三陸沖南部海溝寄りの文中で、「図17,18参照」を「図17,18,19」に訂正
福島沖の文中で、「図19,20参照」を「図20,21参照」に訂正
2-2-2地殻変動の現状の文中で、「図23-1,2」を「図24-1,2」に訂正
2-2-3地震活動の現状の文中で、「図24-1から図24-5」を「図25-1から図25-5」に訂正
2-2-4プレート運動との整合性の第5段落文中で、「(図22-2)」を「(図23-2)」に訂正
2-2-5次の地震について(1)の文中で、「図25」を「図26」に訂正
三陸沖南部海溝寄りの文中で、「図26」を「図27」に訂正

○表5-1の中の1931/3/9の地震の規模(M=7.6)の記述場所を北領域から南領域に訂正した。

○引用文献に、以下の文献を追加した:
中央気象台(1897):顕著地震概況,8月5日の地震,「明治三十年地震報告」,77

以上、ご了解のほど、よろしくお願いたします。

前田憲二
文部科学省地震調査研究課 地震調査管理官
〒100-8966 千代田区霞ヶ関 1-3-2
Tel: 03-5253-4111(内 (夜間)
Fax: *****



三陸房総評価文020726.doc



三陸房総(表1-表4)020716.jtd



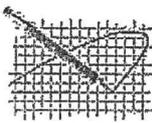
三陸沖北部の地震文献評価整理表改訂(表5-1).xls



三陸沖北部の地震系列同定調査研究表改(表5-2).jtd



三陸沖から房総沖にかけての図の目次.doc



前田 憲二
2002/07/26 12:43

宛先: [Redacted]
cc: [Redacted]
(bcc: [Redacted])

件名: 三陸から房総の長期評価の最終版

地震調査研究推進本部関係機関各位(順不同)

- | | |
|---------------|------|
| 内閣官房 | 水野様 |
| 内閣府 | 西宮様 |
| 消防庁 | 中山様 |
| 総務省情報通信政策局 | 佐藤様 |
| 通信総合研究所 | 鈴木様 |
| 防災科学技術研究所 | 坂入様 |
| 経済産業省 | 金土様 |
| 産業技術総合研究所企画本部 | 高木様 |
| 国土交通省河川局 | 藤原様 |
| 国土交通省大臣官房 | 長田様 |
| 国土交通省総合政策局 | 西様 |
| 国土地理院 | 大塚様 |
| 気象庁 | 中澤様 |
| 海上保安庁海洋情報部 | 淵之上様 |

文部科学省 前田憲二です。

日ごろよりお世話になっております。

さて、先日お送りしました、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」ですが、評価文の前文を一部修正しました。表と図の目次、評価文概要版を含め、最終版一式をお送りいたしますので、前回までにお送りしたものは破棄願います。

公表日程については、変更ありません。

事前記者レク 7月29日(月) 16:00～
テレビ・ラジオ解禁 7月31日(水) 17:00～
新聞朝刊 8月1日(木)

以上、よろしくお願いたします。

前田憲二 [Redacted]
文部科学省地震調査研究課 地震調査管理官
〒100-8966 千代田区霞ヶ関 1-3-2
Tel: 03-5253-4111(内 [Redacted], [Redacted] (夜間))
Fax: [Redacted]



三陸房総評価文020726.doc 三陸房総(表1-表4)020716jtd



三陸沖北部の地震文献評価整理表改訂(表5-1).xls



三陸沖北部の地震系列同定調査研究表改(表5-2).jtd



三陸沖から房総沖にかけての図の目次.doc



三陸房総概要版020726.doc

13



宛先: [Redacted]
cc: [Redacted]
件名: Re: 三陸沖から房総沖評価

2002/07/26 15:40

文部科学省 前田様

cc: 明田川様、小清水様

さきほどは貴重な資料をお送り頂き、誠にありがとうございました。

それはさておき、この機会に読み直したところ、幾つか主に文章上の問題があります。今ごろになって誠にすみませんが、気づいた点をお送りします。細かいところは無視して頂いて構いませんが、幾つかは直されたほうが良いと思います。

十分な時間がとれず、とりあえずお送りする次第で、誠に申し訳ありません。

■ 拜

評価文 P.2 別添

1 地震の発生領域及び震源域の形態

line 1 本州が乗っている > 載っている
乗っているは動きを示し、載っているは位置を示す。
ここは簡単に 陸側のプレートの下へ・・・
としてはどうか。

1-1 過去の地震の震源域について

line2 1677年以降現在までの300年余りの間に4回の津波
これは誤りではないが、p.3では2-1(1)で、「現在までの約400年間に4回発生した」とあるので、わかりにくい。
ここは「の300年余りの間に」を削除してはどうか。

同じくline2-3 最大約6m > 最大の高さ約6m
現在の案では何が最大かわからない。

line6 整理されている地震 > 整理されている地震等
茨城沖と房総沖はこれでは領域分けができない。

1-2 次の地震の発生位置及び震源域の形態について

line6 プレート境界付近
これに正断層まで含めるのは無理。正断層型は別記すべき。

注1

line1 の訳で、> の訳(垣見, 1989)で、
垣見俊弘, 固有地震雑考, 活断層研究, 7, 1-4, 1989.
この論文によって、固有地震と呼ばれるようになった。

line2 地震を繰り返し発生させる > 地震が繰り返し発生する
主語がなく、文章がおかしい。

p.9 注3

lines 2, 4 分布 > 空間分布

注6 この注は、なぜこのようになっているのかわからないが、おかしいので直す必要がある。石橋(1986)も津波地震であると次のように書いている。
"地震としてはM6~6.5程度で、最大震度は4程度にすぎなかった。ところが津波マグニチュードは約8で、わが国最大級の津波規模に近い。すなわちこの地震は、いわゆる津波地震という現象だったといえる。"

提案: 注の位置を移して、1677/6/15ではなく、Mの8.0の位置へ持っていく。

注6: 石橋(1986)は、最大震度が4程度でM6~6.5程度の地震と推定し、揺れに比べて津波の規模が大きい津波地震であるとしている。

とりあえず、以上。